令和7年度

要保護・準要保護児童生徒就学援助制度のお知らせ

芸西村教育委員会

**１．制度の内容**

　　　この制度は、経済的な理由から就学困難な児童・生徒に対して、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、卒業アルバム代等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。

**２．援助を受けられる方**

①**生活保護を受けている方**　＊修学旅行費のみ援助があります。

②**生活保護世帯に準ずる程度に生活に困窮し、援助を必要としている方。**

③**児童扶養手当の支給を受けている方で、援助を必要としている方。**

④**村民税非課税世帯（※同一世帯全員が非課税）で、援助を必要としている方。**

⑤**同一世帯の前年の所得が生活保護基準の1.3倍未満の方で、援助を必要としている方。**

　※同一世帯とは、同じ住所に住んでいる方です。（単身赴任で生計を共にしている方も含みます。）住民票や生計が違っていても、同じ住所に住んでいる方は、同一世帯とみなします。

＊所得水準の算定は，家族構成等によりそれぞれ異なります。

　＊所得額の目安（令和7年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家族数 | 家　族　構　成 | 所得額  (令和6年中) |
| ２人 | 父または母（３２才）・子（小１） | 233万円程度 |
| ３人 | 父（３５才）・母（３２才）・子（小１） | ２６６万円程度 |
| ４人 | 父（３５才）・母（３５才）・子（小３）・子（小１） | ３２９万円程度 |
| ５人 | 祖父(６３才)・祖母(６０才)・父または母(３５才)・子(小３)・子(小１) | ３９４万円程度 |

・収入状況の目安については、審査の項目によって増減します。

　　・**同じ住所にお住まいの方の所得は、生計の状態にかかわらず全て合算します。**

・給与収入の場合、給与所得控除後の金額で計算します。（社会保険料控除・生命保険料控除・

地震保険料控除がある場合はそれらを除した金額）

**３．援助の内容（限度額があります）**

　　　・新入学児童生徒学用品費等（２月申請者を除く、１年生のみ。）

　　　・学用品費

　　　・修学旅行

・校外活動費（宿泊を伴うもの含む）

・学校給食費

・クラブ活動費

・卒業アルバム代

**４．申し込み方法**

・申請書は学校にありますので、援助を希望されるご家庭は、**学校へ申し込んでください。**

（すでに援助を受けられている方も申し出は、毎年度必要です。）

・申し込み期限（毎年４月中旬頃：各学校にお問合せください）

　　※年度途中での申請の場合は、申請日の属する月からの認定となります。

・要保護、準要保護児童生徒に認定されるかどうかは、審査のうえ６月末頃に学校を通じてお知らせします。

●前年度の１月２日以降に他市町村から転入した方は所得証明書（申請年度分（６月以降に証明書が発行されます））を発行され次第、提出してください。

●課税状況の確認のため、**必ず令和6年分の所得申告**を済ませてください。

**５．問い合わせ先**

この制度で分からないことがありましたら、教育委員会事務局（電話３３－２４００　就学援助担当）までお問い合わせください。